

# 「安全」とは何か、 KYトレーニングに学ぶ

尼崎労働基準協会  
(阪神ゼロ災推進協議会)  
講師 兼松克行



## ●はじめに

みなさん、おはようございます。私は、企業で安全に関する業務に携わりながら、尼崎労働基準協会でのKY(危険予知)トレーニングのコーディネーターをつとめています。今日はKYトレーニングの実習や安全についての講演をさせていただきます。

休みの日にこうして集まれたみなさんは、一体どんな話が聞けるのだろうかと思ひにしているかと思いますが、私はどんな人たちがいるのかと緊張しております。はじめに自己紹介をかねて、私のことを少しお話ししたいと思います。

私は、1950年(昭和25年)に尼崎で生まれ、小学校、中学校、そして高校までずっと市内の学校に通い、尼崎から出たことはありませんでした。高校は、家庭の事情で定時制高校に4年間通いました。いろいろ仕事やアルバイトを行いながら学校に通い、卒業後、アサヒビール株式会社に入社しました。働き始めて1年がたった頃、アポロの月面着陸の映像をテレビで見た時に「夢だと思っていたことが現実になるようになったのだ」と思うとともに、「自分の夢である大学進学も叶えることができるのではないか」と決心し、10月頃に会社を辞め大学受験に挑戦することになりました。その後、参考書などを買って自力で受験勉強をして、なんとか大学に入学することが出来ました。

どうして大学へ進学をしたのかというと、「法

律」を勉強したかったからです。はじめは検事になりたかったのですが、途中から弁護士志望となり、「30歳までは夢を叶えるための期間」と決めてバイトをしながら司法試験に挑戦し続けました。その結果はと言いますと、今ここでみなさんの前でこうやってお話をしているということからおわかりだと思いますが、司法試験には合格しませんでした。30歳を区切りとして、その夢をあきらめ、ある企業で4年間働き、35歳の時に現在の会社に就職しました。

入社後、「法律に強い」ということで安全に関する職場に配属となり、そのうち配置替えがあるだろうと思っていましたが、そのまま18年がたち、今ではこのまま定年まで安全担当の職務をライフワークとして全うしたいという気持ちになっています。

## ●安全はなぜ必要か

みなさんは、「安全」というのは何だと思ひますか。「安全とはこういうものだ」という明快な答えは無く、みなさんが安全について「考える」ということが重要だと思っています。安全という言葉の「安」は安らかで、「全」は全うするという意味があり、言葉そのものの持つ意味は「安らかな状況を全うする」ということになります。会社に入り定年まで安全な状況を全うすることが「安全」であり、言いかえればそれが「安全第一」であり、自分や仲間、そして会社まで全てに安全な状況

であることが大事なのです。

「まずは、一人ひとりのため」というのは、まさしく「自分の体は自分で守る」ということですが、これは決して会社の言い逃れの言葉として使ってははいけません。ケガをしたときに、「自分の体は自分で守れ」といっただろうという言い訳は出来ません。何故かという、会社は皆さんの体を守る義務があり、そのために色々な対策を講じなければなりません。対策をとらずに「自分の体は自分で守れ」ということは全くの間違いです。

例えば、階段に手摺りがついているのは、どういう理由かご存じですか。階段で転びそうになったときに、つかんで転落しないように備えつけられています。昇る時は、大事に至りませんが、降りるときに転ぶと大事故になります。尼崎においても三年ほど前に、階段から落ちて不幸にも首の骨を折り亡くなるという事故が発生しています。両手にバケツとほうきを持ったまま階段を下りていて、足を滑らせものです。階段からの転落は、家庭内事故で発生する確率が非常に高く、何年か前までは転落事故原因の1位になっていました。最近の建売住宅には、必ず階段に手摺りがついています。それは何故かという、このような事故が起こったときに、設計者が責任を問われるため、今では標準で手摺りが装備されています。そういう意味で、階段というのは非常に危険で、階段には手摺りを設けなければならないとなっています。しかし、ここで大切なことは「自分の体は自分で守る」ということです。いかに安全のために設備を設けても、みなさんが守らなければどうしようもありません。階段を下りるときは両手に荷物も持つのではなく、片手にしなさい、片手は手摺りを持つために開けておきなさいということです。会社において「自分の体は自分で守る」というのは、会社は設備を整えますので災害を起こさないために協力して下さいという意味でとらえると一番正確だと思います。

機械の安全についても同じことがいえます。簡単な例でいうと、事務所や工場にある換気扇の掃除をしようとするケースです。私の会社で

も、「回転体に手を出すな」という規則がありますが、羽の周りを掃除しようとしているときに誰でもこれぐらいだったら大丈夫だと回っていても平気で掃除します。しかし、物の上に乗って掃除をしていけば、バランスを崩したときに手が羽の中に巻き込まれたり、さらにいうならば、掃除に集中しているときは問題ないでしょうが、いざ声をかけられた時にとっさに手が動き羽に当たったりします。だから、回転体には手を出すなということなのです。

人間はひとつのことに集中しているときはいいのですが、他から声がかかったり、バランスを崩したときに思いもよらない行動をするものです。だからカバーを付けるとか、柵を設けるといことが大事なのです。カバーをつけたりする事が会社が最低限しなければならないことで、その上でみなさんが自分の体は自分で守ることが安全を全うすることだと思います。

## ● 仲間の身も自分で守る

私は会社で安全担当をしていますので、それぞれの職場において、実際の仕事がどのような手順で、どのような作業として行われているのか具体的には知りません。その内容を一番よく分かっているのはその職場で仕事をしているみなさんです。その職場の中で何が危険であるかに気付いて、上司や会社側に報告し、改善してもらうことが大事なのです。そうすれば会社側も協力せざるを得ません。そういう意味で、安全とは「まずは、一人ひとりのために」となっています。しかし、一人ひとりのためにといっても、自分だけでは自分の体は守りきれません。人間はうっかりするもので、自分の体を自分だけで守ることができれば世の中に交通事故は起こり得ません。しかし、現実には交通事故は頻繁に発生しています。会社の中においても同じことがいえて、人間というのは緊張が途切れる時があつて、常に不安定なものですから、「自分の体は自分で守ると同時に仲間の体も自分で守る」という気持

ちが大事なのです。人と人とは支えあっていて、自分の職場で仲間が危ないことをしていれば一声かけて守ってあげる。「ヒヤリハット」も同様で、自分がヒヤッとした経験をみんなで共有することで、同じことを起こさない、災害を起こさないために報告することを通してみんなを守っていくことが目的です。

私の会社では「忠告」という活動を行っています。「安全ヘルメットかぶっていないだろ。かぶりなさい！」と叱る事です。しかしながら、私はこのようなやり方はやめ、ヘルメットを忘れていた仲間がいれば、そっと渡してあげるような「心遣いの忠告」が大事であると考えました。それが本当の仲間への「愛の忠告」だと思います。そして指摘をするのも同じです。私の会社でも安全パトロールを行います。ここが危ないというだけの指摘をしても誰も守りません。その危険に対して、このようにすればどうですかという具体的な改善対策を提案することにしています。あれが悪い、これが悪いという指摘の言い放しでは、相手もやりっ放しになりますので、具体的なアドバイスや提案を必ず行うようにしています。職場では、安全作業確認を月に1回行っており、その場では必ずこのようにすればという提案しますが、職場はこの案に対して、「なるほどな」と思えば改善しますが、意図が違えばこのようにやりましたという是正報告が必ず返ってきます。安全というのは、一人ひとりのためであって、仲間のためでもあります。そして職場のために行うものだと思います。

もう少し言うと、これは会社のためともいえません。なにも会社の犠牲になるという意味ではありませんが、会社があってはじめて私たちは働けるのですから、会社で事故とか災害とかが多ければ、社会的信用を失っていきます。そのうえ、そのような会社には人は集まりません。しかし、あの会社は、何年間も事故や災害を起こしておらず、良い会社だと言われれば、社会的信用が良くなりますし、人も集まってくるので、優秀な後輩も入ってきます。そのような意味からも会社

にとって、安全は必要なものだと思います。あと、災害とか事故が起こりますと、みなさんはピンとこないかもしれませんが、災害補償やいろいろな費用が発生しますので、当然、本来はみなさんの給料に還元する分から支払われて、会社としての利潤も悪くなります。そんなところまで影響がでるということを覚えておいてください。

## ●安全に関する法

安全に関する法律がどのようになっているかご存じですか。日本の法律の中で最上位にあるのが憲法ですね。憲法があり、三権分立で司法、行政、立法とあり、国会が法律を制定します。これが法体系ですね。法律は刑法や民法など色々あり、安全についても同じように労働安全衛生法や安全衛生規則があります。安全衛生法は国会で制定され、安全衛生規則は厚生労働省において制定されます。細かい規則を定めるところが安全衛生規則です。その規則は簡単に言うと、「災害事例集」です。どこの誰が何年何月に起こしたとまでは書いてませんが、「こういふことでケガをした事例が多く、その防止策として安全衛生規則の中で決めました」という風になっています。だから高所作業ではまず足場を設けなさい、または転落防止の柵を設けなさい、どうしても駄目な場合は安全帯を使用しなさいと定



められています。これはなぜかというとな転落して亡くなった方が大勢いたからです。過去に足場を上っていき、足を滑らせて転落をした。また足場の間の隙間から落ちてしまった。それをなくするために「足場には足場板を設けなさい」、そしてさらに「転落防止の柵を設けなさい」というように法律が整備されてきたのです。しかし、大切なことは法律で決まっているから守るのではなく、ある意味では法律や規則を全然知らなくてもこれが危ないなと思ったらやればよいことで、「法で禁止されてるから」、「規則でやれと言われてる」からやるのではなく、常識で考えて危ないと思うことに対策を立てることが大事なのです。

2メートル以上の高所で作業するときには足場を設けなさい、柵を設けなさい、転落防止のネットを設けなさい、最低限でも安全帯をしなさいとなっています。しかし、覚えていてほしいのは「2メートル以上の高所作業は安全帯をしなさい」ということではなく、まずは足場を設け、柵を設け、それから転落防止のネットをしようとするがどうしても無理な場合には最低限、安全帯を付けて作業して下さいということなのです。いきなり安全帯をしているから安全だというのは法律上からも間違っていて、いろんな対策をするけれど、ここは場所的にちょっと足場や手摺りが設けられないといった場合にはじめて安全帯を使用するということです。2メートル以上の場所で安全帯を使用すれば大丈夫だと思ったら大間違いです。こういうことを勉強していくことが大事なのです。

## ●安全帯は安全？

先程から、「安全帯」という言葉が出ていますが、安全帯をつけていればいざというときに安全だと無条件に思っている方が多いようです。しかし、安全帯というのはつける方向を間違えると、下手をすると大ケガを起こします。安全帯をどこに付けるかご存じですか。腰の横か少し後ろ気味の位置ですね。なぜだか知っていますか。カ

ッコが良いとか後ろのポケットに工具入れるのが近いからとかではありません。前方に着いていると落ちた時に衝撃で身体が反り返り背骨を折る危険があるからです。非常に危険で場合によれば下半身不随になる可能性もあり、そのために後ろに付けなければなりません。次に、安全帯のフックはどこに掛けてますか。ちょっと横に掛けるのと、上にかけるのではたかだか1mほどの差ですが、落ちたときのスピードと加速を考えた場合では体が受ける衝撃はかなり違ってきます。一度、安全帯をつけてぶら下がってみてください。じんわり体重をかけていくだけでもおなかが痛くて我慢できないと思います。苦しくてすぐに助けて欲しいと思います。これが実際に転落した場合には、1週間程痛みが続くそうです。安全帯というものは、確かに命は助かりますが、へたをすると大ケガにつながりかねません。安全帯をつけていれば大丈夫だという気持ちは、大間違いで命を守る最後の手段であると考えて下さい。

私の前任の安全担当は安全に関する法律に精通された方で、これは何法のどこに規定されているとか、こういう風に制限されているとよくいわれていました。先ほどお話しした高所作業がそうですが、法律の何条がどうなっているのなんて知らなくてもいいと思います。高所作業がどのようなもので、どのようなことをしてはけないのかを職場で働くみなさんが意識することが大切だと思います。安全は「安全担当者が注意していればよい」と思われている方がいらっしゃるかも知れませんが、私たちは現場をずっと監視することが出来ません。例えば、1日に2時間のパトロールを2回行ったとしても、1職場あたりではせいぜい10分から20分ぐらいになります。1日24時間の中で、午前中10分、午後10分間見てもほとんど分かりません。極端に言うと、「安全担当が来た！」となぜか気をつけて仕事をする方もいるぐらいですので、余計に不安全な作業を見つける事が出来ない状況です。じゃあどうすればいいのかというと、みなさん自身が自分の

職場の悪いところとか危ないこと、これはどうなっているのだろうかと気がつくのは、その職場で働くみなさんなのです。気付いて安全担当を利用して対策はどのようにしたらよいのか聞けばいいのです。このような意識を持って改善を行っていくことで、安全に対する意識が向上し、会社の体制も良くなっていくと思います。

また、知らず知らずのうちに法律に違反していることがあります。万が一、災害を起こして監督署の査察を受けた場合、ほとんどの場合いくつかの指摘を受けます。指導であればいいのですが、是正勧告となると大体は法違反があります。故意ではなくても指導書を書かれます。当社では遵法運動といって、最低限、法律を守ろうという運動を行っています。いろんな事が起こる中、安全についても安全衛生法や安全衛生規則を守ろうと去年から始めています。各職場でかなり法律について勉強して、分からないところは私たち安全担当へ聞いてきます。そして、自分の職場に関係することを、勉強しています。「こんなことを調べてほしい」と私たちでも分からないことを聞いて来ることもあります。監督署にもよく電話をして聞いています。そのくらいになって初めて「遵法」がクリアできると思います。

当社では、安全衛生委員と安全衛生責任者によるパトロールがあります。安全衛生責任者は各職場毎に組織していますが、工場単位で安全職場委員会を設けています。その委員会で安全衛生責任者とその下の安全推進委員が安全を管轄しています。その場でいろんな企画をして勉強もおこなっています。そうすることによって、逆に今まで見えていなかったことや出来ていなかったことが分かり、かなりのレベルアップにつながっています。法律は関係ないというよりも、知っておく必要はあると思います。自分の職場に関係することや安全担当を試してやろうという意気込みでも結構ですので、一度勉強してみてください。

また、安全衛生法や安全衛生規則というのは災害事例集みたいなものですので、そういう目

で見れば読みやすいかも知れません。どうしてなのか分からない場合は安全担当に聞いて下さい。安全はなぜいけないのかを知っていなければ、守ることは出来ません。訳が分からないのに「あれやれ、これやれ」と言われても、人間はする事が出来ません。右向けと言われても、どうして右を向かなければいけないのかを知らないと右向く人間はいません。

例えば、安全通路というのがありますね。私の会社では2種類の通路があります。ひとつは、作業通路といって作業に行く時に通る通路で、線を引かなくても通るスペースを確保できればいいという通路です。もうひとつは、安全通路です。安全通路というのはなんだと思いますか。安全通路には、物を置くなとか白線を引けとか言われていませんか。なんで物を置いたらダメなのかご存じですか。私がいつも言っていることは、安全通路というのは、字のごとく安心して通れる場所です。高さについても同様に法律では180cm以上と決められていますが、私の会社では200cmにしています。今のところ身長200cm以上の人がいないので、もしそれ以上の方が入社したら改正しようと思っています。高さも、足下も気にしないで通れるのが安全通路なのです。なぜ、安全通路が必要かという、作業場では真剣に緊張しながら長時間作業をしています。移動する時も緊張しながら通って次の作業場でまた緊張して作業を行う。これは、人間の緊張を継続出来る時間が1時間程度であることから、長時間作業をしている間に緊張が途切れる事になります。こういう面からも安全通路は緊張をほぐし、リラックスできる場所という役割になっているのです。だから安全通路には物を置いてはいけませんし、物が出ていてもいけません。どうしても物を置く場合は柵をしてしまうか、安全通路をやめてしまうかです。

## ●如何に安全を徹底するか、

### 「気をつけて」では何もならない

私には小学6年生の子供がいて学校から帰ってきて遊びに行く時に、うちの女房が「気をつけてね」といつもいうのです。ある日私が女房に「何に気をつけてとっているんだ？」と質問したら、女房は「家の近くの大きな道路に飛び出さないように気をつけてねとっているのよ。」と答えました。帰ってきた子供に「お母さんが何に気をつけてねとったか分かる？」と聞いたら、子供は「自転車に乗って転ばないように気をつけろといったんじゃないの？」と答えました。このように「気をつけて」という意味が、いつも身近にいる自分の子供でさえも母親の思いが伝わってなかったのです。

会社でも同様のことがいえます。以前、新入社員が蒸気バルブで火傷をした災害が発生したのですが、その時の上司が新入社員に「バルブを閉めてきてくれ、気をつけてな。」と指示し、新入社員はバルブを閉めに行きました。新入社員は蒸気バルブと分からずに、素手でバルブを触り火傷を負いました。上司は帰ってきた新入社員に「気をつけろ！と言ったやろ。蒸気バルブって分かってるのだからウエスでも使ってせんかい！」と怒ったそうです。蒸気バルブという事すら新入社員は知らなかったのです。その後の検討会において、私はその上司に「気をつけろとはどういう意味で言ったんだ？」と聞き、上司は、「蒸気バルブなので熱いから気をつけろと言ったつもりです。」と答え、私は「それなら、なぜ『熱いから』をいわなかったか」というやり取りになりました。「気をつけて」や「注意して」という言葉で災害が無くなるのであれば、日本全国で労働災害は起こらないと思います。どこにどう気をつけるかを具体的にいわないと何も始まりません。指示をする者がそれだけ詳しく具体的に伝える事が大切なのです。「今から締めに行くバルブは蒸気バルブで、ハンドルまで熱くなっているのだからウエスを持って行って右に回せよ。」と詳しく説明

しないと伝わりません。安全については、具体的にしなければならないのです。



## ●日頃の習慣でKY大会優勝

KYトレーニングにおいても具体的にいうことが必要で、「床に人が歩いて滑ってこける」ではなぜ滑ってこけるのか分かりません。水がこぼれているのか、油がこぼれているのか。それによっても対処が変わってきます。水がこぼれているのなら雑巾で拭けばいいし、油がこぼれているのなら拭くだけではダメで砂をまくなり別の対処法があります。このようにKYトレーニングにおいても具体的に進めなければなりません。

ある年輩の方が多い職場で普段の会話から具体的に話すように指導しました。何から始めたかというと、普段会話で「おい！あれなあ。」と言ったら、「あれってなんやねん。」と必ず聞き返し、具体的に説明させるようにし、これをお互いにやり取りをしていったのです。そのうち習慣付けられて普段の会話から具体的に話すようになりました。この職場は普段の習慣によってKY大会で優勝するまでになりました。

## ●やる気が大切

具体的に指示をすることともう一つ大切なことは、「やる気になる」、「やる気になってもらう」ということです。これはある意味では永遠の命題かも知れませんが、当社では、何とか成功している

ようです。その目的がわかればやる気になります。先ほど言いましたように安全通路はなぜ必要なのかわかれば物を置かなくなります。安全担当もそうです。訳も分からないのにただやれというだけでは、いわれた方もやる気は起こりません。人によっては、やれといわれただけではへそをまげてしまう人もいます。逆に理由がわかればやる気も起こります。例えば簡単な話ですか、私は会社で構内の横断歩道を渡る時は右ヨシ、左ヨシといった指差呼称を必ず行います。これは会社の誰に聞いてもらっても分かりますが、「兼松はアホみたいにやってる」といわれています。これは私の考えですが、誰かにやってもらおうと訳でもなく、してもらおうとは思っていません。安全担当である私が注意しろと言って自分が何もしていないのでは人には言えません。私は最低限のこととしてこの指差呼称を行っています。ある時にみんなにその話をしたらみんなは笑っていました。その時に彼らにいったのが、「別に右ヨシ、左ヨシをしてもらわなくてもいい、自分たちの職場でこれは絶対にしなければならないと思うことを守ってくれ」と話しました。そのことにより自分たちの職場で考えるようになり職場が良くなっていきました。我々も「安全のプロ」として意識しているようにみなさんも「製造のプロ」、「研究のプロ」、とプロ意識をもってこれだけは守っ

ていこうということを決めて実行することが大切です。とにかく皆さんもアマチュアではありません。給料をもらって仕事をしているプロなのですから、それだけのことを意識して仕事をしなければなりません。

## ●安全パトロールの意味

なぜ、パトロールをするのでしょうか。私の工場でもよく管理職が「パトロール」を行っています。よく見ると「生産」のパトロールであり、「安全」のパトロールではないのです。工程の進捗などを確認するために行われています。安全パトロールというのは安全に作業ができていないかをパトロールするもので、無理なことをしていないか、不安全な作業はないかということを確認しています。

パトロールをしても、ボーッと見て回っていたら何もわかりません。意識を持って、「今日はこれを見る」といったポイントを決めて回らなければなりません。それと我が社でやっているのは照合パトロールといって作業内容を事前に作業マニュアルなりで確認してから実際に現場でその人の作業を見るといったパトロールも行っています。何かテーマを決めてやらなければ何の意味もありません。



## ●安全パトロールのあり方

パトロールは指摘やあら探しをするためだけに回るものではありません。これも出来ていない、あれも出来ていないとあら探しをすることよりも、一番大事なことはちゃんと仕事をしてきている従業員の方々に、「ちゃんとしてくれてありがとう。ごくろうさま。」と褒めてあげることや今の作業状況について聞いてあげることです。知らない顔をして通り過ぎるよりも「元気か」とか「顔色が悪そうだけど、大丈夫か」と単に声をかけるだけでもいいと思います。このように褒めることや聞いてあげることをしてしないと、ただ安全担当がパトロールにまわっているというだけでは、いいパトロールにはなりません。ですから、会社全体や職場単位でもパトロールを行うときは、今月の重点項目があればその項目をポイントにしたり、先月にヒヤリハットが出ていけば類似したなものがないかをチェックをしていくことで自ずと問題点も見えてきますし、良いパトロールになっていくと思います。

指摘するばかりではなく、その対策と一緒に考える姿勢や問いかけをすること、ポイントを決めるといった意識を持ってパトロールをまわらなければいけません。その上で、どのように是正したらよいかを聞いてもらえるぐらいになることが、本当のパトロールといえるのでしょうか。

また、人間の特性ですが、まず指摘をされ続けると人間は心の扉を閉めてしまいます。逆に褒められると扉を開くものです。この心理は安全にとっても重要なことで、最初に3つ褒めて1つの指摘をすれば、素直に聞いてくれます。まずは褒めることで心の扉を開き、気持ちよく聞いてもらえる状況を作っていくことも大事なポイントだと思います。

## ●事務所の安全パトロール

安全パトロールというのは、製造会社などの工場で行うことは良くありますが、事務所ではどのように行えば良いのでしょうか。事務所でも整理

整頓という意味では同じなのです。例えば、書類が何処にいったのか見つからず、ある日に整理整頓を行ったら下の方から出てきたという経験があると思いますが、日頃の整理整頓が大事なのです。また、私の会社で励行していることがあり、「椅子押し込みヨシ！」とあって、席から立つ時には、必ず椅子を机に押し込むようにしています。通路が狭いので、通る人に椅子がぶつかったり、通行の邪魔をしたりしますので必ず押し込むように習慣付けています。それから、ファイルの整理状況です。ファイルが順番通りに綴じられているのか、そのうえ保管期間がある場合は、保管期間を過ぎて残っている書類はないのかチェックします。書棚も場所をとりますので、全てのファイルに背表紙を付け、保管期間を明記し、書類を減らしていくことも大事です。私が予想外であったのは書庫です。それぞれのセクションで書庫を持っているのですが、初めてパトロールに回ったときは驚きました。現場の倉庫の方がはるかに掃除が行き届き整理されていました。最悪な書庫では、段ボールが積み上げられ、中身に何が入っているかの表示がないものや書かれていても四方八方に向いているなど、それは惨憺たるものでした。また、「行き先表示」をキチンと記入しているかなど職場でのルールをチェックする事もでき、事務所でも自分たちの職場に合わせた安全パトロールを行っていただきたいと思っています。

## ●安全活動、

### スタッフ主導と現場主導

安全担当には、スタッフと職場安全委員があり、職場毎に安全責任者である職場安全委員がいます。この関係ですが、以前は安全は専門に行うスタッフが見ておけばいいんだというスタッフ主導が昭和60年頃の会社全体の考え方でした。例えば、工場で溶接を行う際に、スタッフは防塵マスクをして下さいと言います。現場は、安全は自分たちには関係ないことのように安全担



当が来たときにだけマスクを付けるような状況になっていました。その時に私が考えたことは、スタッフとはいいなながらも一つの職場に一日で数分しかいない者が安全を全てカバー出来る訳がなく、スタッフは各現場自身が安全を見ていくための情報提供者になるべきではないのかということでした。スタッフは法律などの新しい情報を発信し、各職場においてその情報を受けてその職場で職場安全委員が中心となってどのようにしていくのかを考えていくことが現場主導であり、安全の本来の姿だと思います。もちろん、分からないことはスタッフに聞き、スタッフは調べて返答しなければなりません、この現場主導でなければ、安全をみることは出来ません。自分の職場は自分たちで守っていかなければならないのです。

## ●安全の最近の動き、 安全衛生マネジメントシステム

近年、「安全衛生マネジメントシステム」ということばが話題になっています。皆さんはISO(国際標準化機構)はご存じですか。このISOと同じ流れを受けて、中央労働災害防止協会と厚生労働省が考え出したのが、安全衛生マネジメントシステムです。安全衛生マネジメントシステムというのは、簡単に言うと、ベテランの方が会社を辞めるときに、受け継ぐ者がノウハウも分からずに災害を起こしてしまう危険を回避するため、技能の伝承をマニュアル化していくシステムなのです。ある作業において安全に作業をすすめるためにはこのように作業を行いなさいという作業フローや作業基準を定めて文章化していくことです。この技能の伝承という意味で、安全衛生マネジメントシステムが取り入れられていったのです。最近ではシステムづくりが先行しているようですが、作業の全てを文章化していき、それを常々見返していくことで本当に技能が伝承され、安全に作業が行われることが一番重要なことです。

## ●ゼロ災運動とKYT、 単発の安全取組は根本的な対策 にならない

人の活動というのは、基本的な理念や思想、「バックボーン」が大事です。安全の活動においても「バックボーン」は非常に大事であり、私は「0災運動」というのを基本理念に置き、一人ひとりがかけがえのない人であり、一人ひとりが家族であって「人が一番大事である」という原点に立って活動を行っています。バックボーンもなしに活動を行えば、小手先だけの活動で終わってしまいます。そのため、私の会社では単発的な活動は行っていません。毎月重点項目を掲げていますが、「転落・墜落災害」を重点項目に掲げたら、1~2ヶ月かけて工場内での墜落・転落に関する危ない箇所・作業がないかを調査し、さらに時間をかけて是正を行っていくという活動を行っています。ある職場では、1つの項目に半年や1年もかけて是正していく場合もあり、1ヶ月だけの単発的な活動では終わらさないようにしています。

## ●KYTの導入と全社展開、 まずは管理・監督者から。 さらに全社へ

私が安全担当になりKYトレーニングの情報交流会に参加した時に、具体的に考えなければならぬ事を教えられ、これは会社に活用すべきだと思いました。当時の会社でもKYは行われていたのですが、「滑る、こける」というお粗末なKYでした。そこで、私が新KYと名付けて、具体的に考えていくKY法を導入しました。最初は、仲が良かった職長の職場に取り入れることにしました。この職場は、安全成績があまり好ましくありませんでしたが、みんながやる気になって取り組んでもらえ、1ヶ月が過ぎたときに、社長の工場視察が行われ、散らかり放題であった職場が、物は片付けられており、白線まできちんと引いていたのです。この変わりように、社長が変

わった理由を聞いてきたので新しいKYを取り入れ、みんながやる気になって取り組んだ経緯を話したところ、全社的にやろうではないかということになりました。そこで、私も色々な講習に行き、職長、作業長に関しては講習会に参加させ、課長・部長クラスは三泊四日の研修会に参加させて導入しました。そして、全社で全員が必ず四時間の講習を受け、職場の希望があれば何回でも講習を行い、その結果、軌道に乗り定着していきました。

## ●安全担当として思うこと

安全は「これくらい大丈夫だろう、何とかなるさは厳禁」ということです。例えば、道路交通法で「歩行者、最優先」という決まりがあります。歩行者が最優先だといって、赤信号でも渡りますか、渡りませんね。歩行者最優先というのは、横断歩道のある場所で人も車も進めるときに人を優先するという意味なのです。しかし、歩行者優先で渡っていても、暴走車がきてはねられたらどうしようもありません。だから、渡る前には車が来ていないかの確認をするべきであり、これが自分の身は自分で守るということなのです。仕事の上でも同じことがいえます。

世の中にはたくさんの災害が発生しています。不幸にも命を落とす、体の一部をなくすなどの災害が後を絶ちません。なくしたものは絶対に戻ってきません。災害は、被災された方はもちろん、ご家族、職場の上司や同僚みんなが辛い思いをします。そのためにも自らが「絶対に災害を出さないという」決意が必要だと思います。

最後に、今日話を聞いていただいた中で気付いたことを会社で何かひとつでも結構ですから具体的に実行してみてください。「ご安全に」というあいさつをするでも何でも結構です。何か1つを実行していくことが、「ゼロ災」へと繋がっていきます。ゼロ災職場を目指し頑張ってください。本日はご静聴ありがとうございました。

(文責:伊藤 正樹)

### 兼松克行プロフィール

生年月日:1950年2月23日生まれ

職 歴:

1989年 中災防KYTコーディネーター

1996年 尼崎労働基準協会 講師

現在に至る。

